



參考資料

目 次

1	国等の官公需契約目標、実績の推移	1
2	規制改革の推進に関する第3次答申（抄）	2
3	中小企業基本法の体系図	4
4	中小企業基本法（抄）	5
5	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の概要	6
6	官公需法律案に対する附帯決議	7
7	官公需施策の概要（平成15年度）	8
8	平成15年度中小企業者に関する国等の契約の方針	9
9	平成14年度官公需契約実績・平成15年度見込	13
10	官公需政策を巡る各国の主な状況	14
11	官公需契約実績額の上位5省庁（平成14年度）	17
12	国等の契約種別官公需契約実績の推移（10か年表）	18
13	国等の官公需総額（実績）の変化に係る種別・大企業中小企業別影響	19
14	国等の公共事業の規模別推移	20
15	官公需契約一件当たり単価（契約種別）	21
16	官公需施策に関するアンケート調査結果（概要）	22
17	地方自治体における取り組み	26
18	CIO（情報化統括責任者）補佐官の設置について	28
19	政府調達関係情報提供（中小企業関係）について	29
20	技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について	32
21	ベンチャー企業からのIT関連政府調達の拡大方策について	34
22	総合科学技術会議（意見具申）（抄）	36
23	競争契約参加資格審査統一基準	37
24	官公需適格組合制度について	38

国等の官公需契約目標、実績の推移

(単位：億円、%)

年 度	目 標			実 績		
	官公需総予算額	中小向目標額	比率	官 公 需 総 額	中小向実績額	比率
41	18,850	5,050	26.8	18,850	4,891	25.9
42	21,925	6,260	28.5	21,925	5,939	27.1
43	23,038	7,040	30.5	24,300	6,681	27.4
44	27,100	8,630	31.8	25,680	7,436	28.8
45	30,043	9,400	31.3	27,775	7,648	27.5
46	34,580	10,400	30.1	36,726	9,181	25.0
47	41,016	11,000	26.8	41,138	9,980	24.3
48	49,806	13,400	26.9	44,200	12,260	27.7
49	51,352	14,740	28.7	53,510	16,200	30.3
50	62,652	20,620	32.9	62,027	20,202	32.6
51	68,682	23,350	34.0	63,620	21,606	34.0
52	75,694	26,610	35.2	76,520	26,029	34.0
53	82,552	29,341	35.5	83,982	29,391	35.0
54	87,734	31,728	36.2	89,218	31,458	35.3
55	94,734	34,571	36.5	94,931	34,476	36.3
56	105,820	38,980	36.8	101,690	37,716	37.1
57	105,370	39,180	37.2	101,628	37,587	37.0
58	101,060	37,670	37.3	102,772	37,386	36.4
59	99,050	37,000	37.4	99,310	36,578	36.8
60	80,690	31,840	39.5	83,189	32,736	39.4
61	82,230	32,740	39.8	86,943	33,914	39.0
62	81,300	32,330	39.8	86,754	34,351	39.6
63	88,430	35,280	39.9	87,869	34,851	39.7
元	95,210	37,980	39.9	95,352	36,832	38.6
2	100,960	40,150	39.8	100,010	37,442	37.4
3	104,130	41,400	39.8	104,292	38,943	37.3
4	111,240	44,340	39.9	118,756	44,712	37.7
5	116,950	46,660	39.9	129,991	50,346	38.7
6	122,190	48,700	39.9	114,971	44,302	38.5
7	127,980	51,060	39.9	138,610	52,578	37.9
8	128,960	51,500	39.9	125,245	49,594	39.6
9	129,320	51,590	39.9	121,632	49,726	40.9
10	118,670	49,060	41.3	134,574	55,897	41.5
11	120,660	50,150	41.6	134,712	57,318	42.5
12	120,650	53,170	44.1	128,611	57,204	44.5
13	117,140	52,820	45.1	122,245	55,145	45.1
14	111,580	50,380	45.2	116,376	53,650	46.1
15	106,940	48,450	45.3	—	—	—

規制改革の推進に関する第3次答申（抄）
－活力ある日本の創造に向けて－

平成15年12月22日
総合規制改革会議決定

第2章 分野別各論

2 競争政策

【問題意識】

これまで、当会議は、競争政策について、独占禁止法（昭和22年法律第54号）を中心とする競争ルールの強化とその厳正な執行について提言を行ってきたところであるが、その理由は規制改革の推進はルールに基づいた自由で公正な競争が行われる経済社会を実現していくという点で競争政策と同一の目標を有し、規制改革の推進と競争政策の強化は、我が国経済社会の構造改革を進めていく上での車の両輪であると考えからである。

このような観点から、今後とも規制改革の推進において、競争政策が果たす役割は引き続き重要なものであり、したがって、独占禁止法のエンフォースメント及びそれを支える公正取引委員会の体制の見直し・強化については、引き続き積極的に取り組んでいく必要がある。

また、我が国の経済活動に公正かつ自由な競争をより一層導入していく上で、政府調達制度について見直しを行っていくことは、政府自らがその範を示すという点で是非とも必要である。特に、官公需制度については、官公需法（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号））に基づく中小企業者向け契約目標が中小企業者の受注の「機会」のみならず「結果」の確保になっているおそれがあると思われる。そのため、今後は、中小企業の競争力を高めるとともに、技術や意欲があり、創造的な事業活動を行う中小企業の育成に資するよう制度の位置付けを見直す必要があり、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第3条に掲げられている基本理念と整合した運用が確保されるよう、上記目標の水準についての検討も含め、改善のための継続的な取組が必要である。

【具体的施策】

4 政府調達制度の見直し

(3) 官公需施策、分割発注、地域要件

- ① 官公需施策・中小企業者向け契約目標の在り方の見直し【平成15年度中に検討開始、平成16年度中に結論】

「規制改革推進3か年計画（再改定）」及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」においては、官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の方針」（閣議決定）における中小企業者向け契約目標について、政府調達の公正性と経済合理性や効率的な予算執行の確保といった点を十分踏まえて、その在り方を検討することとされているところである。

したがって、上記「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づく官公需施策については、政府調達の公正性と経済合理性や効率的な予算執行の確保といった視点を十分踏まえて、中小企業の競争力を高めるとともに、技術や意欲があり、創造的な事業活動を行う中小企業の育成に資するよう、その在り方の見直しを検討し、特に、「中小企業者向け契約目標」については、上記の視点・観点からその数値設定の在り方の見直しを検討すべきである。その際、中小企業の競争的な体質を弱めかねない運用を排除する観点から、契約目標の数値設定の在り方を検証し、経済合理性を勘案せずに単に中小企業に受注させることのみを目的とするような発注を回避しつつ幅広い範囲の企業の参入を促すような競争促進に資する新たな指標の導入も含めて検討し、これを踏まえて、発注者においても理由の公表等を通じて分割発注に関する透明性を向上させ、経済合理性の無い分割発注の実施の禁止を徹底する方向で検討すべきである。

中小企業基本法の体系図

(平成11年法律第146号による改正後)

新中小企業基本法における新たな中小企業像
『我が国経済の活力の源泉』

- ①新たな産業の創出 ③市場における競争を促進
- ②就業の機会の増大 ④地域経済の活性化

基本理念(第3条)
独立した中小企業の多様で活力ある成長発展

基本方針(第5条)

経営の革新及び創業の促進

- ・経営の革新の促進
- ・創業の促進
- ・創造的な事業活動の促進

中小企業の経営基盤の強化

- ・人材・技術・情報等経営資源確保の円滑化
- ・取引の適正化

経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

- ・環境の変化に応じた経営の安定及び事業転換の円滑化 等

資金の供給の円滑化及び自己資本の充実

基本的施策(第2章)

第2章第1節	第2章第2節	第2章第3節
第12条 経営の革新の促進 第13条 創業の促進 第14条 創造的な事業活動の促進	[経営資源の確保] 第15条 ①設備の導入 ②技術の向上 ③事業活動に有用な知識の向上 ④支援体制の整備 [交流・連携及び共同化の推進] 第16条 連携等の促進 [集積の活性化] 第17条 産業の集積の活性化 第18条 商業の集積の活性化 [労働施策] 第19条 労働に関する施策 [取引の適正化] 第20条 取引の適正化 [受注機会の確保] 第21条 国等からの受注機会の増大(官公需)	[経済的社会的環境の変化に対する適応の円滑化] 第22条 ①経済的社会的環境の変化に対する経営の安定及び事業の転換 ②中小企業者以外の者による不当な利益の侵害の防止 ③連鎖倒産の防止 ④再建・廃業のための制度整備
第2章第4節 [資金供給の円滑化] 第23条 融資・信用補完事業の充実、適正な融資の指導等 [自己資本の充実] 第24条 投資の円滑化、租税負担の適正化等		

施策実施に当たっての小規模企業への考慮(第8条)

中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）抄

（最終改正：平成15年7月16日法律第119号）

第1章 総則

（基本理念）

第3条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

（基本方針）

第5条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業に関する施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
- 二 中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- 三 経済的社会的環境の変化に即応し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること。
- 四 中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ること。

第2章 基本的施策

第2節 中小企業の経営基盤の強化

（国等からの受注機会の増大）

第21条 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の概要 (昭和41年法律第97号)

1. 目 的

国等（国及び公庫・公団等）が物件の買入れ等の契約を締結する場合における中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図る。

2. 制度の内容

- (1) 国等は、物件の買入れ等の契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努める。また、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮する。（法第3条）
- (2) 毎年度、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成する。（法第4条第1項）
- (3) 経済産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は、各省各庁の長等に対し、中小企業者の受注機会の増大を図るため特に必要と認められる措置を講ずるよう要請することができる。（法第6条）

3. 方針作成等の手続

- (1) 経済産業大臣は、各省各庁の長等と協議して方針の案を作成し、閣議決定を求める。（法第4条第2項）
- (2) 経済産業大臣は、閣議決定後、遅滞なく、方針の要旨を公表する。（法第4条第3項）
- (3) 各省各庁の長等は、毎年度、中小企業者との契約実績の概要を経済産業大臣に通知する。（法第5条）

「なお、「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」旨規定されている。（法第7条）

第 5 1 国 会
衆議院商工委員会
昭和41年 5 月26日

官公需についての中小企業者の受注の
確保に関する法律案に対する附帯決議

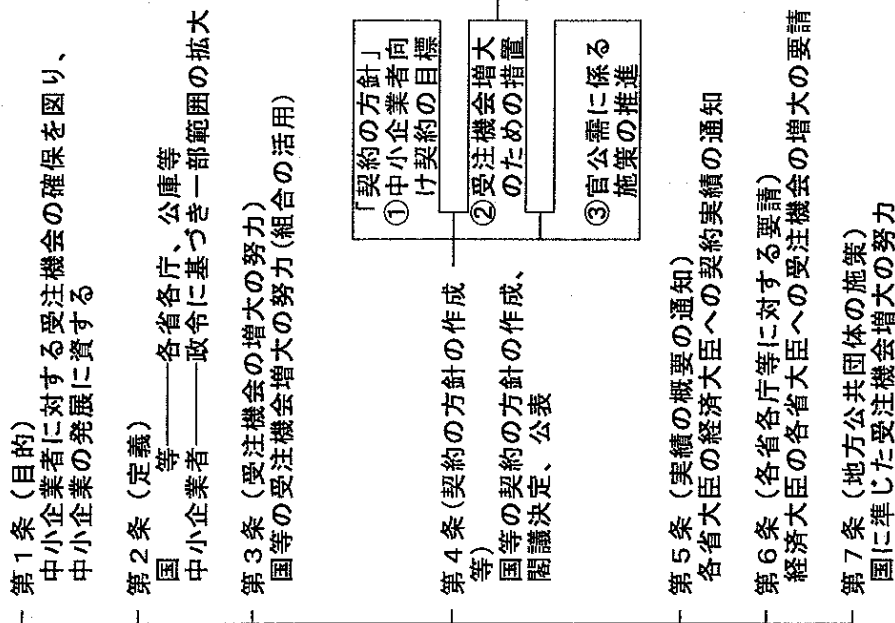
政府は、本法施行にあたり、次の諸点につき積極的な措置を講ずべきである。

- 1 中小企業者に関する官公需契約の方針を作成するにあたっては、官公需契約の総発注量に占める中小企業者の割合等を明示すること。
- 2 工事の発注、物件の購入等の際し、みだりに大手業者を指名することがないよう、資格基準、指名基準の運用について遺憾なきを期すること。
- 3 中小企業者の官公需確保の拡充策を講ずるため、中小企業政策審議会に官公需確保に関する小委員会を設けること。
- 4 中小企業向け官公需発注を推進するため、中央及び地方における官公需確保対策についての機構の整備拡充を図ること。
- 5 中小企業者の受注の確保について、地方公共団体を適切に指導するとともに、その施策の実施状況の把握に努めること。
- 6 本法の趣旨並びに官公需契約の手續・方法等について、関係中小企業者に対しその周知徹底を図ること。

官公需施策の概要（平成15年度）

中小企業基本法
第2章
基本的施策
第21条
国等からの受注
機会の増大

(官公需法)
官公需についての
中小企業者の受注
の確保に関する法
律
(41.6.30 法97号)



- 1 中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供及び受注機会の増大
 - ・ 特定品目についての発注・落札情報の提供、随意契約制度の活用
 - ・ 一般競争及び工事の公募型指名競争の発注に関する情報の提供
 - ・ 工事の一般競争並びに公募型指名競争の落札結果等に関する情報の提供
- 2 官公需適格組合等の活用
 - ・ 組合随意契約制度の活用
 - ・ 総合点数の算定方法に関する特例の一層の活用
 - ・ 官公需適格組合制度の周知徹底
- 3 指名競争契約等における受注機会の増大
 - ・ 同一資格等級区分内の者による競争の確保
 - ・ 資格等級に对应する契約の予定金額の見直し等適正化及び公表
- 4 中小企業者への説明の徹底 — 発注内容(性能、規格等)の説明
- 5 銘柄指定の廃止 — 真にやむを得ない場合を除き廃止
- 6 分離・分割発注の推進
 - ・ 価格面等を含め適切であるから十分検討し努力
 - ・ 公共工事コスト削減の要請を前提として努力
- 7 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮
 - ・ 可能な限り計画的発注、適正な納期、工期の設定に配慮
- 8 適正価格による発注
- 9 地方支分部局等における地元中小企業者等の活用
 - ・ 中央一括調達から地方支分部局等地方調達への切り替えの推進
 - ・ 地方支分部局等の契約限度額の引き上げ
- 10 中小建設業者に対する配慮
 - ・ 中小建設業者の早期発注等による受注機会の増大
 - ・ 優良な工事成績を上げた中小建設業者に対する配慮
 - ・ 公共工事について、共同による請負の一層の活用等
- 11 技術力のある中小企業者に対する入札参加機会の拡大
- 12 新規開業業者に対する受注機会の増大に向けての措置
- 13 調達手続に関する簡素・合理化
 - ・ 申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進
 - ・ 入札・開札手続の電子的手段の導入
- 14 中小企業者の自主的努力の助長
 - ・ 官公需に関する情報の電子的手段による提供
 - ・ 電子メール等電子的手段による発注情報の直接提供
 - ・ 競争契約参加資格申請の情報提供
 - ・ 官公需相談の円滑化(相談窓口の常設、発注機関一覽等の活用等)
 - ・ 研究成果に関する情報の周知等
 - ・ 売掛債権担保融資保証制度等の利用の促進
 - ・ 再生支援に資するため発注機関所在情報等の提供
- 15 阪神・淡路大震災の被災地域の中小企業者に対する配慮

※契約目標設定に係る透明性の確保

平成15年度中小企業者に関する国等の契約の方針

平成15年7月11日
閣 議 決 定

国は、平成15年度における中小企業者に関する国等の契約の方針を次のとおり定め、国等の契約の締結に当たり、予算の適正な使用に留意し、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保しつつ、中小企業者を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるとともに、国等の調達する物品等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長するよう配慮するものとする。

なお、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受け入れるものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、国等の契約の方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する。

1 中小企業者向け契約目標

平成15年度における国等の契約のうち、中小企業者向け契約の金額が、約4兆8,450億円となるよう努めるものとする。

この金額は、国については約3兆2,020億円、公団等については約1兆6,430億円とする。

2 中小企業者の受注機会の増大のための措置

国等は、前年度までの中小企業者に関する国等の契約の方針に定められた措置について一層の徹底を図るものとし、平成15年度においては、次の措置を強力に推進するものとする。

(1) 中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供及び発注の増大

(7) 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製品）に関する発注計画を作成し、当該発注計画に関する情報を中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するものとする。

(4) 国等は、発注計画に関する情報の提供を行った特定品目のうち、落札価格等契約結果に関する情報の提供が中小企業者の受注機会の増大のため効果的であると認められるものを、適切な方法により、中小企業者の参考に資するよう、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するものとする。

(7) 国等は、中小企業官公需特定品目の発注を行うに際し、法令の規定に基づく随意契約制度の活用等により中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。

(1) 国等は、特定品目以外の物品、工事及び役務であって政府調達協定等に基づき官報掲載されるものを除く一般競争の発注に関連する情報並びに工事であって公募型の指名競争の発注に関連する情報を中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供しよう努めるものとする。

(1) 国等は、工事であって政府調達協定等に基づき官報掲載されるものを除く一般競争及び公募型指名競争の発注に関連する情報提供を行ったもののうち、落札結果等

に関する情報の提供が中小企業者の受注機会の増大のため効果的であると認められるものを、適切な方法により、中小企業者の参考に資するよう、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するよう努めるものとする。

(2) 官公需適格組合等の活用

(7) 国等は、法令の規定に基づく随意契約制度の活用等により、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。

また、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるものとする。

(4) 特に、官公需適格組合制度については、各省各庁等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、その一層の周知徹底に努めるものとする。

(3) 指名競争契約等における受注機会の増大

(7) 国等は、指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。また、一般競争の場合についても同様の配慮を払うものとする。

なお、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

(4) 特に、中小工事等に係る発注及び中小企業官公需特定品目に係る発注に当たっては、できる限り中小企業者を指名するなど、特段の配慮を払うものとする。

(9) 少額の契約案件にあっては、法令の規定に基づく随意契約制度の活用により、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(4) 中小企業者への説明の徹底

国等は、物品等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明に努めるものとする。

(5) 銘柄指定の廃止

国等は、物品等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

(6) 分離・分割発注の推進

国等は、物品等の発注に当たっては、政府調達協定等との整合性の確保に特段の配慮をしつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが適切であるかどうかを十分検討し、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(7) 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮

国等は、物品等の発注に当たっては、可能な限り、計画的な発注を行うとともに、法定労働時間の週40時間制の実施、中小企業者の週休2日制等の動きを踏まえ、適正な納期、工期の設定に配慮するものとする。

(8) 適正価格による発注

国等は、中小企業者に対する物品等の発注に当たっては、需給の状況、原材料価格の実情、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適正な価格での発注に配慮するものとする。

(9) 地方支分部局等における地元中小企業者等の活用

国等は、地方支分部局等の契約の限度額について、適時見直しを行い所要の引上げを図るとともに、地方支分部局等において消費される物品等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地元中小企業者等の受注機会の増大を図るものとする。

(10) 中小建設業者に対する配慮

国等は、上記に掲げるもののほか、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢にかんがみ、中小工事の早期発注等により中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。

また、指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保することとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。

特に公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の一層の活用等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。

また、地元建設業者、専門工事業業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(11) 技術力のある中小企業者に対する入札参加機会の拡大

国等は、技術力のある中小企業者の入札参加機会（公共事業を除く。）の拡大に努めるものとする。

(12) 新規開業者に対する受注機会の増大に向けての措置

国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性にかんがみ、新規開業中小企業者の受注機会（公共事業を除く。）の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。

(13) 調達手続に関する簡素・合理化

(7) 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。

(4) 国等は、国における競争契約参加資格審査申請手続の電子化の実施状況及び入札・開札手続の電子化の導入状況等を踏まえ、中小企業者の円滑な対応に留意しつつ、電子的手段の導入に努めるものとする。

(14) 中小企業者の自主的努力の助長

(7) 国等は、中小企業者の自主的努力を助長するため、官公需に関する情報を、実情に即して電子的手段により提供するよう努めるものとする。

特に国等の発注情報の提供については、中小企業団体中央会の協力を得て、中小企業庁を通じて発信される電子メール等電子的手段を活用し、中小企業者へ直接提供するよう努めるものとする。

また、競争契約参加資格申請の情報については、官報、掲示等によるほか、中小企業団体中央会等を通じて広く中小企業者に提供するよう努めるものとする。

(4) 国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。

このため、特に、契約担当官等（公団等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するほか、国等の主要発注機関一覧及び官公需施策の概要の活用等により、中小企業者からの

相談が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (ウ) 国等は、中小企業者の創業を支援するため、国等の支援策を利用する等研究開発に意欲的な中小企業者の研究成果に関する情報の周知を図る等により、中小企業者の自主的努力を助長するよう努めるものとする。
- (エ) 国等は、中小企業者が売掛債権を担保とした資金調達を通じて新たな受注機会の確保を図ることができるよう、売掛債権の譲渡禁止特約の解除等の措置を通じ、売掛債権担保融資保証制度、下請セーフティネット債務保証事業等の利用の促進に努めるものとする。
- (オ) 国等は、中小企業者の活力の再生支援に資するため、中小企業庁において取りまとめる発注機関所在情報等を、中小企業再生支援協議会、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するよう努めるものとする。
- (15) 阪神・淡路大震災の被災地域の中小企業者に対する配慮
 国等は、阪神・淡路大震災の被災地域の中小企業者に対して特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。

3 官公需に係る施策の推進

- (1) 国等は、本方針について、中小企業者向け契約目標の設定に係る透明性を確保するとともに、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会の運営等により、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。
- (2) 各省各庁等は、上記の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺憾のないよう努めるものとする。
- (3) 国は、地方公共団体に対し、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請しているところであるが、その実施に際しては、公共工事の効率的執行の確保に留意し、行き過ぎた施策をとらないよう要請する。

中小企業者向け契約実績、契約目標

(単位：十億円)

	平成14年度			平成15年度		
	官公需 総実績額 A	中小企業 者向け 契約実績額 B	$\frac{B}{A}$ (%)	官公需 総予算額 A'	中小企業 者向け 契約目標額 B'	$\frac{B'}{A'}$ (%)
国	8,309	3,904	47.0	6,990	3,202	45.8
公団等	3,328	1,461	43.9	3,705	1,643	44.3
計	11,638	5,365	46.1	10,694	4,845	45.3

平成 14 年度官公需契約実績・平成 15 年度見込

(単位：億円、%)

	14 年 度 実 績			15 年 度 見 込		
	総 額	中小向け	比率	総 額	中小向け	比率
衆 議 院	495	403	81.4	146	80	55.0
参 議 院	54	16	29.9	52	27	52.0
最高裁判所	260	129	49.5	254	181	71.1
会計検査院	19	5	28.6	16	6	39.5
内閣内閣府	18,377	4,536	24.7	17,959	4,125	23.0
総 務 省	3,517	1,845	52.5	392	103	26.2
法 務 省	1,185	521	43.9	895	418	46.7
外 務 省	108	79	73.4	108	79	73.4
財 務 省	1,864	869	46.6	1,199	580	48.4
文部科学省	12,555	7,200	57.3	10,848	6,331	58.4
厚生労働省	6,920	4,187	60.5	6,145	3,850	62.7
農林水産省	3,388	1,847	54.5	3,123	1,610	51.6
経済産業省	113	59	52.5	119	67	56.0
国土交通省	34,121	17,277	50.6	28,495	14,476	50.8
環 境 省	116	69	59.7	143	85	59.6
国 計	83,092	39,042	47.0	69,896	32,019	45.8
公団等計	33,284	14,608	43.9	37,045	16,427	44.3
国 等 計	116,376	53,650	46.1	106,941	48,446	45.3

※ 端数処理のため、計及び比率の欄において合致しない場合がある。

官公需政策を巡る各国の主要な状況 (平成16年3月1日)

1. 米 国

(1) 1953年 中小企業法 (the Small Business Act)

「米国の民間企業活動の経済システムの本質は自由競争である。(中略) 政府は中小企業の利益を可能な範囲で保護し、支援し、助言し、助成すべし、というのは議会が宣言した政策である。これは、自由で競争的な企業活動を保護するためであり、政府の資産及びサービスの総購入及び契約もしくは下請契約の相応の割合が中小企業に発注されるためであり、政府資産の総売上の公正な比率がそういった企業によってなされるためであり、国家の経済全体を維持し強化するためである。」

(2) 1988年 ビジネス機会発展改革法 (the Business Opportunity Development Reform Act)

- 中小企業法を改正し、連邦政府の元請契約の20%以上を中小企業に発注するよう目標設定。

(3) 1994年 連邦調達合理法 (the Federal Acquisition Streamlining Act)

- 一定期間内の同種の物品や役務の調達であれば、量を定めずに複数の企業と契約することを可能とした。
- マイノリティ中小企業等に対する調達目標を創設（元請契約のみならず下請調達目標も存在）。

(4) 1997年 中小企業法の改正 (the Small Business Reauthorization Act による)

- ① 元請契約の中小企業向け調達目標を、20%から23%に引上げ。
- ② 発注者が一括発注 (contract bundling) を行うに当たって守るべき要件を位置づけ (第15条 (e))

I. 総 則—契約権限を持つ各省庁が採用する調達政策は実行可能な限り (practicable) 中小企業が元請業者、下請業者、供給者として最大限参加することを可能とするものでなければならない (第1項)。

Ⅱ. 市場調査－調達要求の統合を含む契約につながりうる調達政策を採用する前に、省庁の長は要求の統合が必要かつ正当化されるか決定するため、市場調査を行わねばならない（第2項（A））。

Ⅲ. 要素－調達要求の統合は、統合しなかった場合に得られる便益に比べて連邦政府が得る便益が（中略）計測可能なくらい相当なものであれば、必要かつ正当と決定されうる。便益には以下のものが含まれる（第2項（B））。

- ① コスト削減
- ② 品質の向上
- ③ 調達サイクルの削減
- ④ よりよい条件
- ⑤ その他

Ⅳ. コスト削減のみでは決定的ではない。

－管理又は人的なコストの削減だけでは、その削減が統合された調達要求の価値に比して相当なものと思込まれる場合でなければ、契約要求の統合を正当化するものとはならない（第2項（C））。

(5) 2002年3月 中小企業アジェンダ (the Small Business Agenda)

- 政府調達に中小企業が参入しやすくするよう、契約の分割 (unbundling) を進める旨を宣言。

(6) 実績数字の推移及び内訳（米会計年度）

- 1998年 23.4%
- 1999年 23.1%
- 2000年 22.3%
- 2001年 22.8%
- 2002年 22.6%

(7) 主な省庁別調達実績（2002年米会計年度）（単位：億ドル、%）

連邦省庁	調達額合計	中小企業からの調達	調達全体に占める中小企業の割合
連邦政府全体	2,354	533	22.6 %
国防総省	1,552	328	21.2
エネルギー省	190	6	3.1
航空宇宙局	116	17	14.7
総務局	94	42	44.4
保健福祉省	60	17	28.1

* 上位5機関で全調達額の85.5%、中小企業向け調達額の77.0%を占める。

2. イギリス

- 官公需施策に関連する法規は見当たらない。
- 2000年に貿易産業省内に行政機関としてSBS (Small Business Service) を発足させるなど、中小企業政策を強化する中で、政府調達についても取組む。
- 2004年1月 中小企業アクションプラン
(A Government Action Plan For Small Businesses)
 - ・ 政府調達について、発注情報の提供の充実等に取り組むことを言明。

3. フランス

■ 公共調達法典

(一般的規定)

- ① 工事、物品供給、サービスはロットに分割してそれぞれを独立の契約とすることも、単一の契約にまとめることもできる。契約責任者は経済、財政、技術的な利点に応じてこの2つの可能性から選択する(第10条)。
- ② 経済的、技術的又は財政的な理由で契約の期限や範囲を満たすことができないときは、公的主体は、(中略)分割契約を結ぶことができる(第72条)。

(組合、職人等に関する規定)

- ③ 入札価格が同額であるか又は入札書の内容が同等である場合には、契約締結に際して、労働者生産協同組合、農業生産団体、職人、職人協同組合又は工芸家協同組合が提出した入札書に優先権が与えられる(第54条)。
- ④ 契約の全部又は一部が職人、職人企業又は職人協同組合によって履行しうる場合、工事、物品又はサービス契約を行う公共法人は入札書の内容が同等である場合、契約額の4分の1を限度として他のすべての応札者に優先して、これらの者に割り当てられるよう、競争手続きに入る前に、その部分の工事、物品、サービスを決めておかなければならない(第54条)。

官公需契約実績額の上位5省庁（平成14年度）

(1) 契約総額ベース

(単位:億円、%)

組織名	契約金額	構成比
国土交通省	34,121	29.3
内閣・内閣府	18,377	15.8
文部科学省	12,555	10.8
厚生労働省	6,920	5.9
総務省	3,517	3.0
(小計)	75,490	64.9
(全体)	116,376	100.0

(2) 中小企業向け契約額ベース

(単位:億円、%)

組織名	契約金額	構成比
国土交通省	17,277	32.2
文部科学省	7,200	13.4
内閣・内閣府	4,536	8.5
厚生労働省	4,187	7.8
農林水産省	1,847	3.4
(小計)	35,047	65.3
(全体)	53,650	100.0

資料: 中小企業庁調査

国等の契約種別官公需契約実績の推移

(単位：億円、%)

種別 年度	物 件		工 事		役 務		合 計	
	総額	中小向	総額	中小向	総額	中小向	総額	中小向
5	29,420 (22.6%)	11,398 【22.6%】	79,718 (61.3%)	28,018 【55.7%】	20,854 (16.0%)	10,930 【21.7%】	129,991 (100.0%)	50,346 【100.0%】
6	28,254	11,096	65,295	22,204	21,422	11,002	114,971	44,302
7	31,515	12,401	83,433	28,367	23,662	11,810	138,610	52,578
8	29,375	12,049	72,955	26,330	22,916	11,215	125,245	49,594
9	28,977	12,129	68,575	26,257	24,081	11,340	121,632	49,726
10	30,648	12,848	78,696	31,470	25,230	11,580	134,574	55,897
11	31,315	13,127	76,858	31,669	26,539	12,521	134,712	57,318
12	30,166	13,261	70,614	30,241	27,831	13,702	128,611	57,204
13	31,618	13,533	64,643	27,478	25,984	14,135	122,245	55,145
14	27,970 (24.0%)	13,075 【24.4%】	62,266 (53.5%)	27,090 【50.5%】	26,139 (22.5%)	13,484 【25.1%】	116,376 (100.0%)	53,650 【100.0%】

※ 端数処理のため、計及び比率の欄において合致しない場合がある。
 ※ 平成5年度及び平成14年度の下段()内は「合計」欄の「総額」に対する構成比。
 ※ 平成5年度及び平成14年度の下段【 】内は「合計」欄の「中小向」に対する構成比。
 資料：中小企業庁調査

国等の官公需総額（実績）の変化に係る種別・大企業中小企業別の影響

官公需総額がピークの平成11年度と直近の平成14年度の増減を比較し、各項目の寄与度を測定すると、全体の減少に大企業向け工事の減少が最も影響している。

【寄与度】						
官公需総額		134,712億円	→	116,376億円	18,336億円減	(-13.6%)
物件	大企業向け	18,188億円	→	14,895億円	3,293億円減	-2.5%
	中小企業向け	13,127億円	→	13,075億円	52億円減	0.0%
工事	大企業向け	45,189億円	→	35,176億円	10,013億円減	-7.4%
	中小企業向け	31,669億円	→	27,090億円	4,579億円減	-3.4%
役務	大企業向け	14,018億円	→	12,655億円	1,363億円減	-1.0%
	中小企業向け	12,521億円	→	13,484億円	963億円増	+0.7%

国等の公共事業の規模別推移

1. 金額 (単位：億円 %)

工事規模 年度等	500万～ 1千万円未満	1千万円～5 千万円未満	5千万～ 1億円未満	1億円～5億円 未満	5億～10億 円未満	10億～20億 円未満	20億円～	合 計
平成12年度	353	4,171	6,202	16,957	6,370	5,964	9,858	49,875
13年度	326	3,958	5,366	16,901	6,069	5,244	9,008	46,872
14年度	263	3,197	4,957	16,203	5,583	5,486	7,295	42,984
14年度/12年度	▲25.5%	▲23.4%	▲20.1%	▲4.4%	▲12.4%	▲8.0%	▲26.0%	▲13.8%
14年度-12年度	▲90	▲974	▲1,245	▲754	▲787	▲478	▲2,536	▲6,891
減少が全体に占める割合	1.3%	14.1%	18.1%	10.9%	11.4%	6.9%	37.2%	100.0%

2. 件数 (単位：件 %)

工事規模 年度等	500万～ 1千万円未満	1千万円～5 千万円未満	5千万～ 1億円未満	1億円～5億円 未満	5億～10億 円未満	10億～20億 円未満	20億円～	合 計
平成12年度	5,221	16,374	8,871	8,299	936	436	243	40,380
13年度	4,878	15,776	7,471	8,265	888	394	219	37,891
14年度	3,820	12,785	6,702	7,965	824	411	191	32,698
14年度/12年度	▲26.8%	▲21.9%	▲24.5%	▲4.0%	▲12.0%	▲5.7%	▲21.4%	▲19.0%
14年度-12年度	▲1,401	▲3,589	▲2,169	▲334	▲112	▲25	▲52	▲7,682
減少が全体に占める割合	18.2%	46.7%	28.2%	4.3%	1.5%	0.3%	0.7%	100.0%

(出所) 建設工事受注動態統計調査報告

(注) 調査対象工事：国公団事業団発注1件500万円以上の元請工事

調査対象者：大臣許可業者及知事許可業者で資本金又は出資金3千万円以上の業者等の完成工事高が1億円以上の業者から標本抽出した完成工事高が50億円以上の全業者計：1万2千業者

官公需契約一件当たり単価（契約種別）

（単位：千円）

年度	官 公 需 総 額				中小企業向け実績			
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計
平成 9 年度	376	13,135	691	1,039	178	9,043	384	495
平成10年度	392	14,969	708	1,130	186	10,954	389	549
平成11年度	397	14,834	740	1,124	188	11,249	415	558
平成12年度	384	12,863	767	1,068	192	9,762	452	559
平成13年度	405	11,851	723	1,024	196	8,093	471	539
平成14年度	467	15,122	1,081	1,320	255	10,962	765	753

資料：中小企業庁調査

官公需施策に関するアンケート調査結果（概要）

I. 調査対象等

①実施時期：平成16年1月

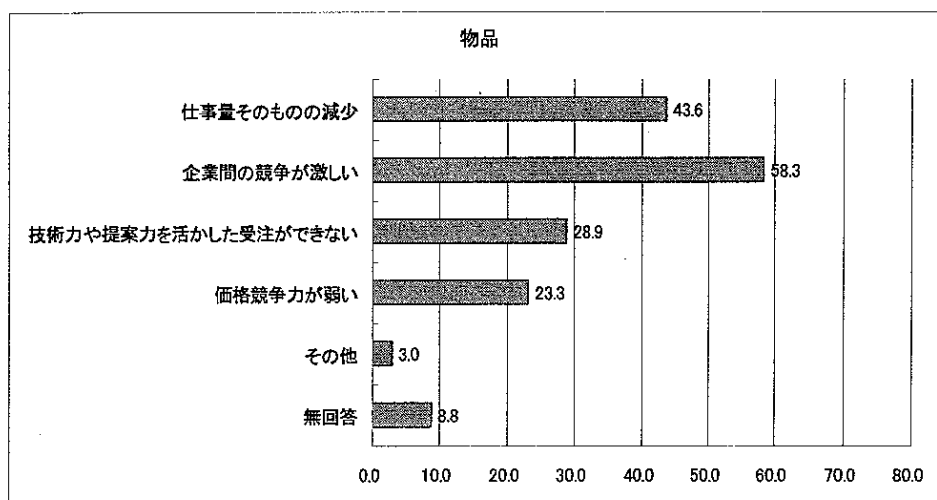
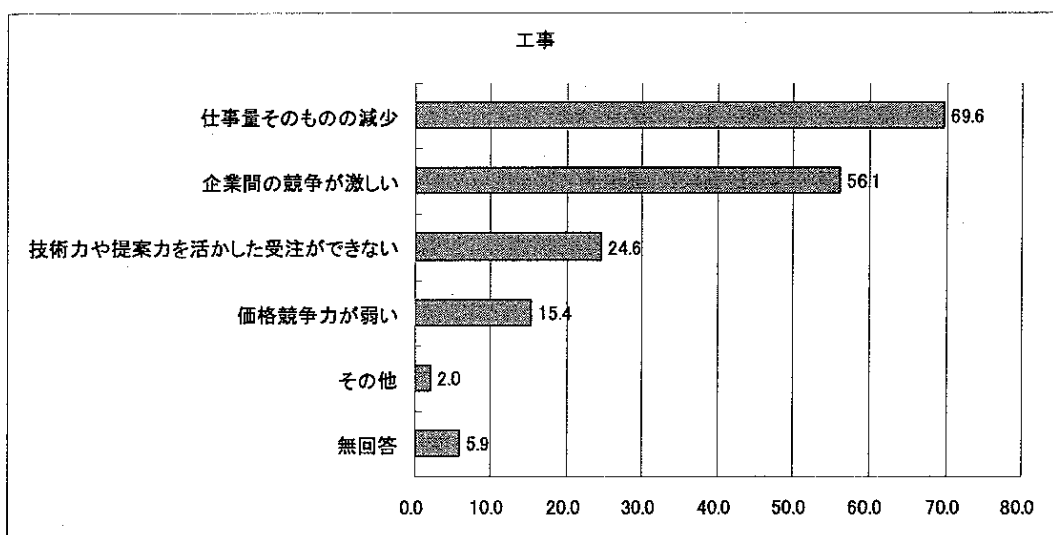
②調査対象事業者：国の競争参加資格登録中小企業事業者6,000社（うち、工事・業務2,700、物品2,400、役務900）

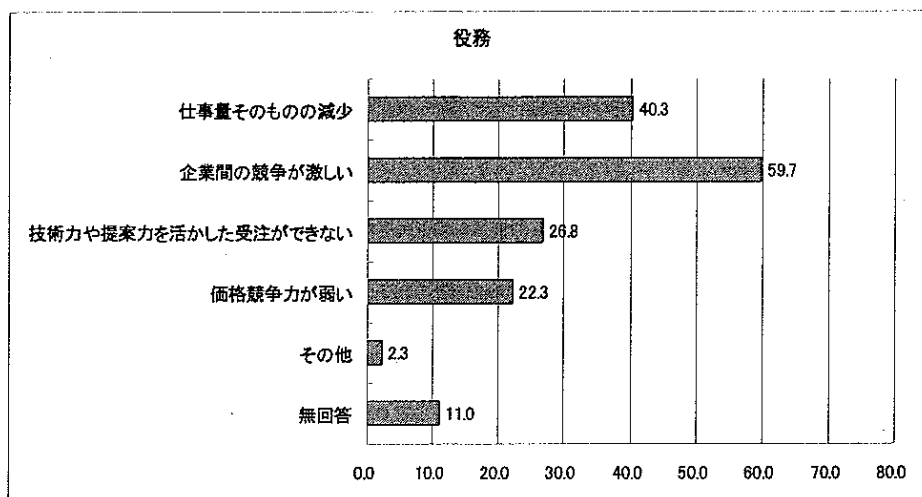
③有効回答率：工事・業務38.2%、物品24.5%、役務34.9%

II. 調査結果（複数回答）

1. 官公需受注に当たっての問題点と課題

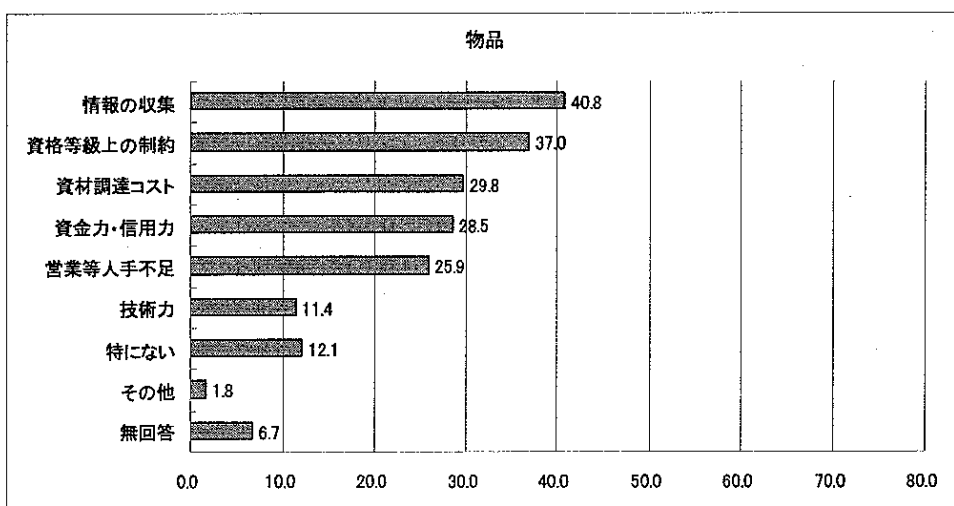
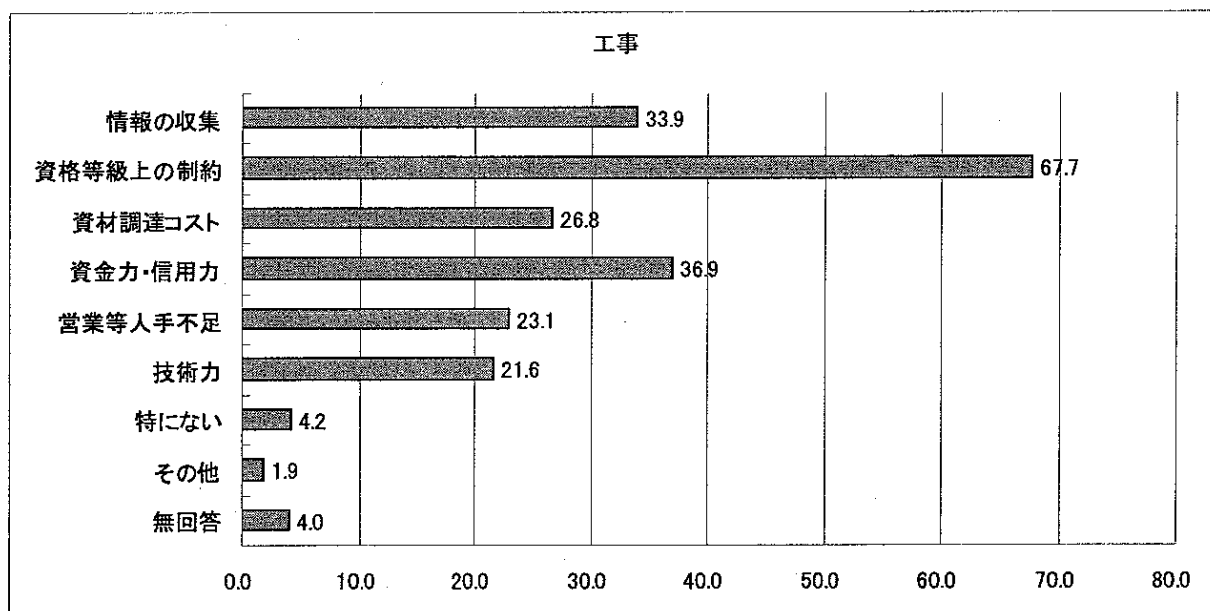
（単位：%。以下の表も同じ）

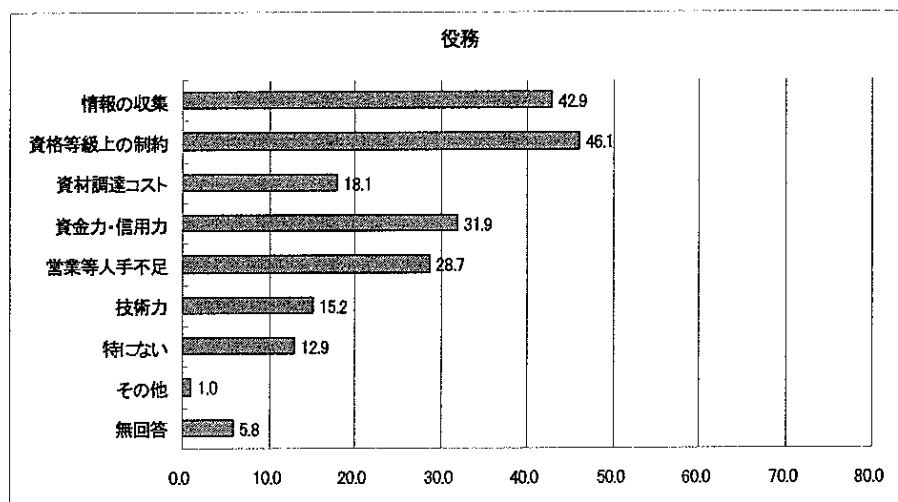




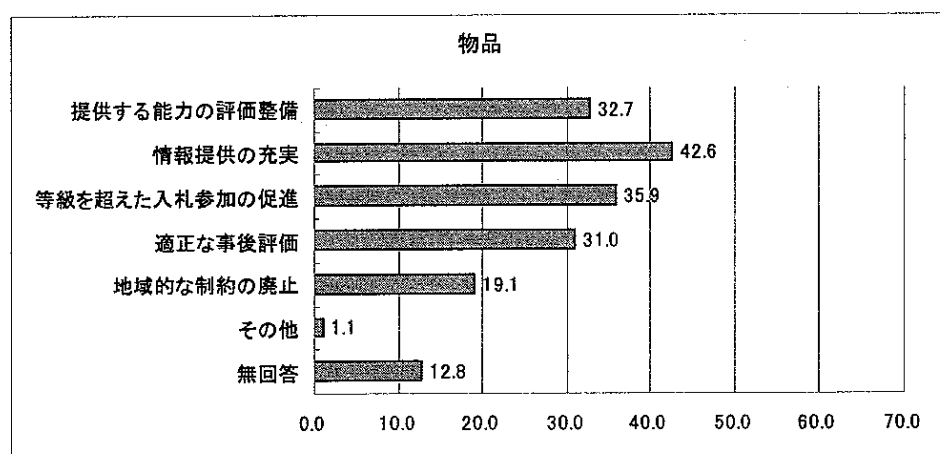
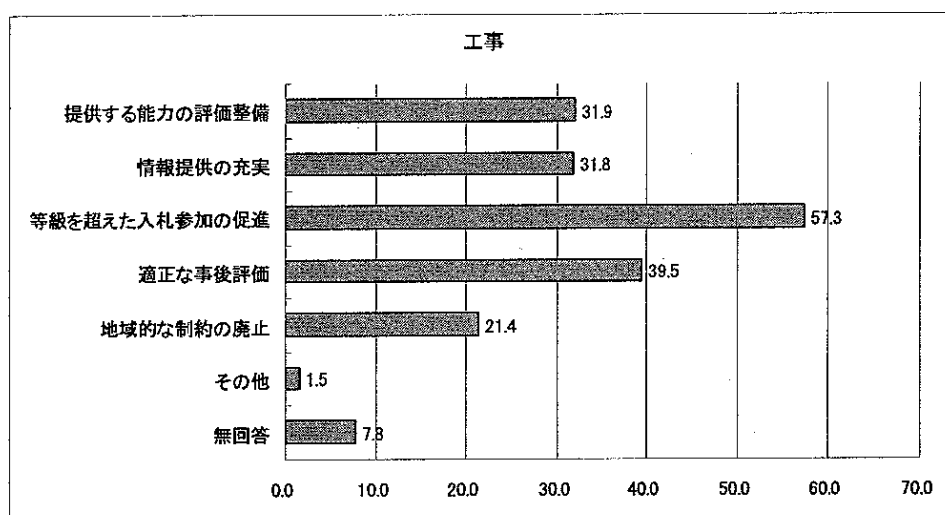
2. 官公需受注に関し、大企業と比べた中小企業の競争上の不利性

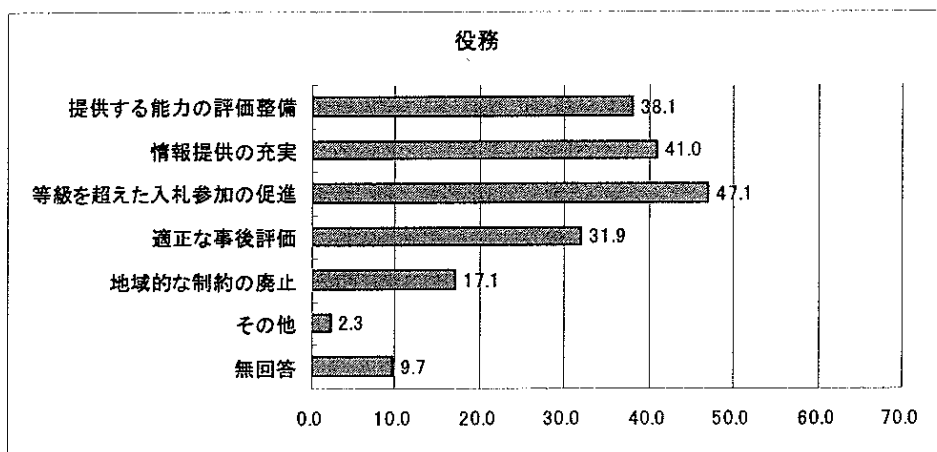
(単位：%。以下の表も同じ)





3. やる気と技術力等実力のある中小企業の受注機会拡大のための施策 (単位：％。以下の表も同じ)



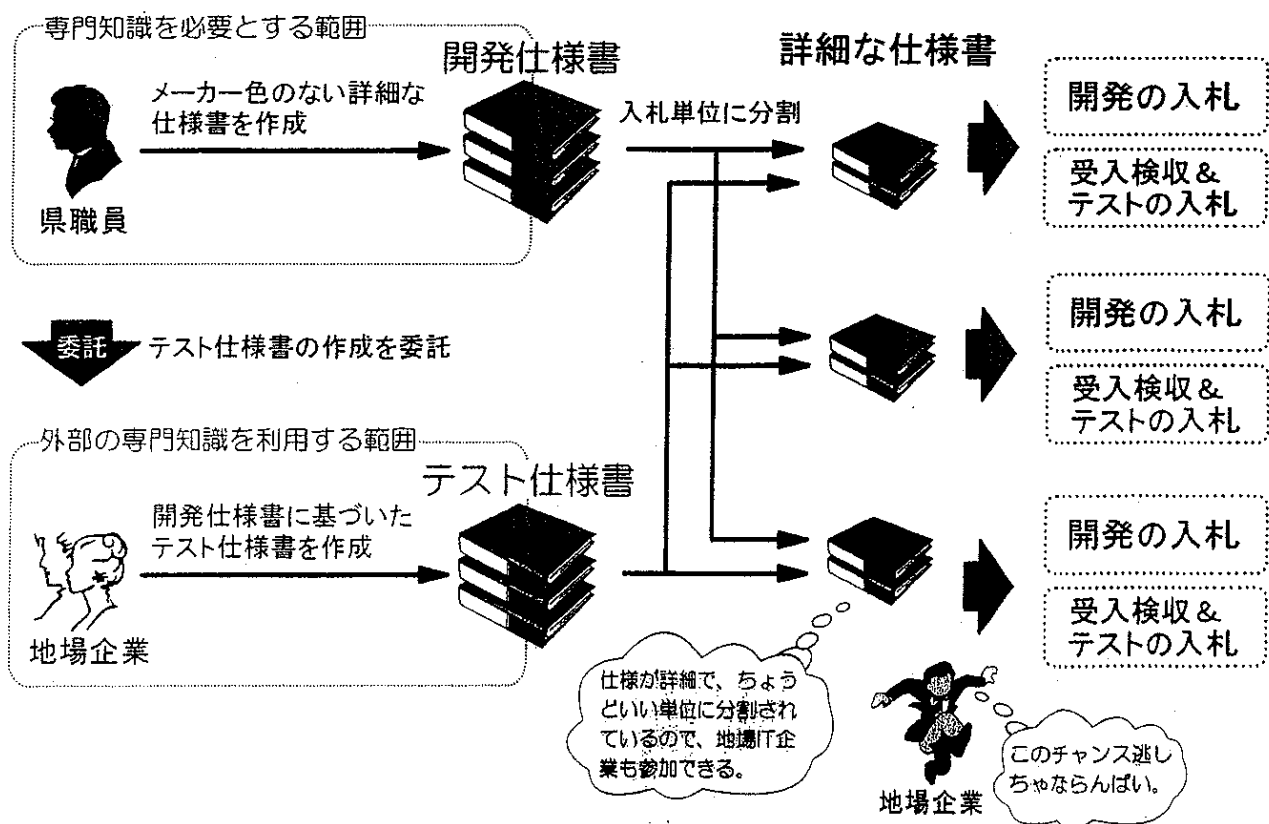


地方自治体における取り組み

○ 長崎県のケース

長崎県において電子自治体に関連してシステム開発を実施するに当たり、発注者（県）の努力により従来の大手一括丸投げを脱し、適切な分離発注を可能とするような方式を開発することで、地場中小企業の参入を促し、コスト縮減も実現した。

発注方式の改革(H14.3～)

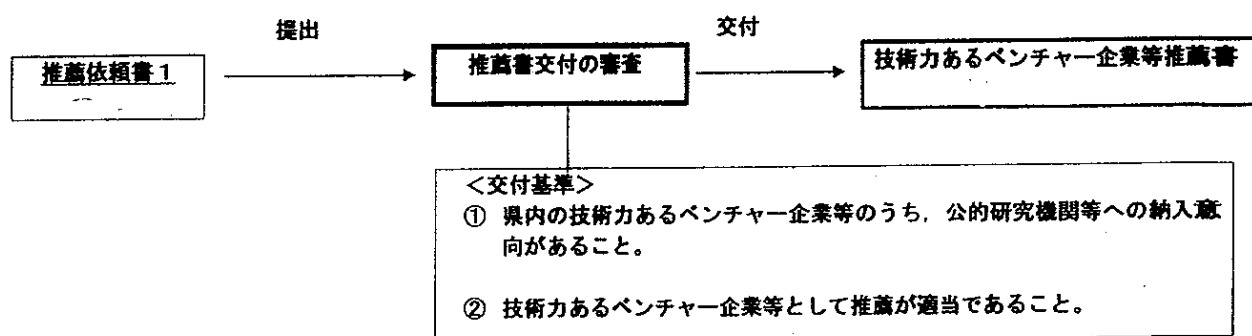


○ 茨城県のケース

茨城県において技術力あるベンチャー・研究開発型中小企業からの公的研究機関の調達促進を図るため、県が企業推薦書を交付する等ベンチャー企業等からの調達促進策を実施した。

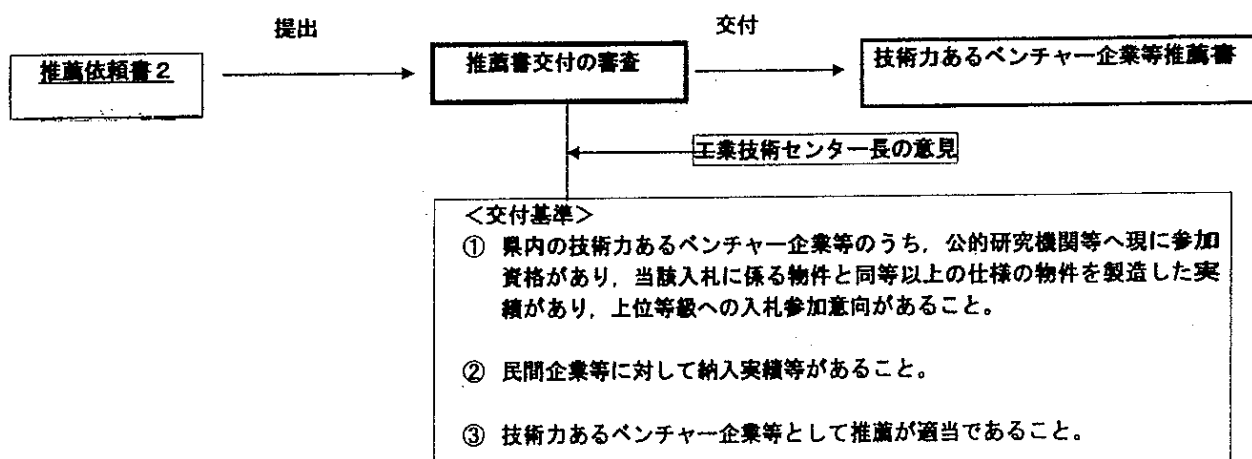
茨城県技術力あるベンチャー中小企業推薦書交付フロー

A. 推薦書交付を希望する場合



※ 推薦書交付の有効期間 5年

B. 特定の公的研究機関等に対して県の推薦書交付を希望する場合



※ 推薦書交付の有効期間 5年

C I O（情報化統括責任者）補佐官の設置について

電 子 政 府 構 築 計 画（抜粋）

平 成 1 5 年 7 月 1 7 日
各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議 決定

第 2 施策の基本方針

Ⅲ 共通的な環境整備

1 推進体制の充実・強化

(1) 各府省における推進体制の充実・強化

各府省は、府省内の業務・システムの最適化を推進するため、2003年（平成15年）7月までに、情報化統括責任者（以下「C I O」という。）の主導により、現行の「情報化推進委員会」等について、これまでの情報化に関する方針の策定・推進という役割に加えて、I T化に対応した業務の見直し、情報システムの整合性確保等も担う組織として明確化するとともに、同組織において、業務分析、情報化推進に必要な予算・執行の調整、これらの業務を担う人材の育成等を実施するものとする。

また、各府省は、2003年（平成15年）12月までに、府省内の業務・システムの分析・評価、最適化計画の策定に当たりC I O及び各所管部門の長（業務改革関係部門、情報システム統括部門）に対する支援・助言等を行うC I O補佐官を配置するとともに、「情報化推進委員会」等における位置付けを明確化する。C I O補佐官には、業務分析手法、情報システム技術及び情報セキュリティに関する専門的な知識・経験を有し、独立性・中立性を有する外部専門家を充てることとし、高度な国家安全保障、治安に係る分野においては内部人材の活用を図ることとする。

(2) 府省横断的な推進体制の充実・強化

府省横断的な取組の企画・調整機能を担うC I O連絡会議において、2003年（平成15年）12月までのできる限り早期に、専門的知見を有し、独立性・中立性を有する外部の専門家を登用する。

また、政府全体の業務・システムの最適化を推進するため、C I O連絡会議からの指示を受け、統一的な実施手順の維持・管理や各府省共通の課題の分析・解決方法の検討を行う体制として各府省のC I O補佐官等からなる「C I O補佐官等連絡会議（仮称）」を、2003年（平成15年）12月までに設置する。

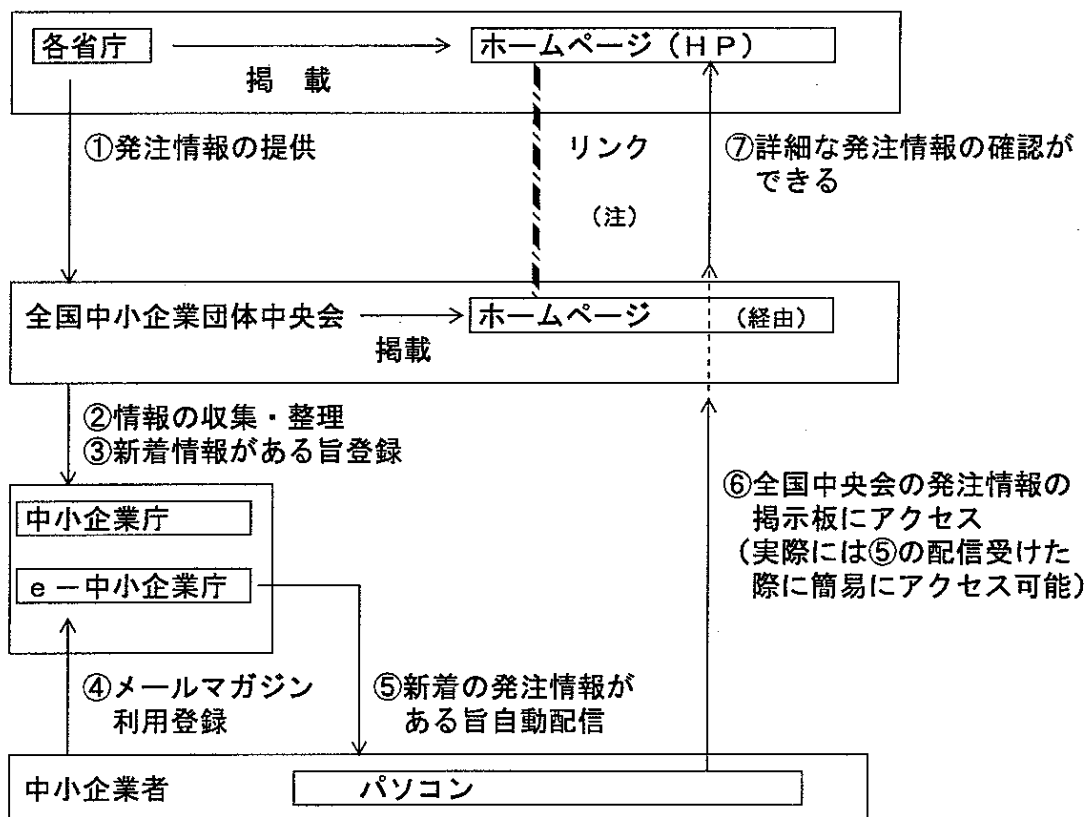
政府調達関係情報提供（中小企業関係）について

1. 中小企業庁ネットマガジン（メールマガジン）

中小企業庁の広報活動の一環で行われているもので、中小企業庁等の関連施策情報をはじめ関係団体に係る最新情報を毎週電子メールで自動配信。この中に「官公需発注情報」があり、これにより全国中小企業団体中央会で収集した官公需発注情報を見ることが可能。

なお、メール配信希望者は、メールアドレスを登録すれば誰でも配信を受けられる。

【スキーム図】



2. 全国中小企業団体中央会のホームページ上の「官公需情報」欄に「発注情報」項が設けられており、各省庁等の官公需発注情報が閲覧可能。（別添図参照）

また、さらに各省庁等ごとの詳細な官公需情報を知りたい場合には、「登録情報」項から各省庁のホームページ上の発注情報にリンクされている。

3. 官公需確保対策地方推進協議会

各地方経済産業局主催により、全都道府県において、毎年度「国等の契約の方針」が閣議決定された後、当該契約方針の内容について、国等の出先機関、地方公共団体、中小企業団体中央会、官公需適格組合等を対象として、説明等を行っている。

4. 主な資料提供（中小企業庁作成）

- (1) 官公需契約の手引き（発注者等）
- (2) 官公需適格組合名簿（主として発注者用）
- (3) 官公需適格組合便覧（主として発注者用）
- (4) 国等の主要発注機関一覧（主として中小企業用）
- (5) 官公庁との取引のすすめ（主として中小企業用）

（参考）政府としての取り組み

「電子政府」の中に「調達情報提供（物品等の調達情報）」欄があり、ここで全省庁の詳細な入札関係情報、入札参加資格者等を閲覧することが可能。

また、各省庁等においてもそれぞれのホームページ上に各省庁等の官公需発注等情報を掲載している。

技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について

平成 12 年 10 月 10 日
政府調達（公共事業を除く）手続の
電子化推進省庁連絡会議幹事会決定

政府調達（公共事業を除く）手続の電子化について、技術力のある中小企業者等の入札参加機会の拡大のために、次の措置を講ずることとする。

1. 意義

技術力ある中小企業者等はものづくりの重要な担い手であり、我が国のものづくり能力の強化を図り、活力ある経済社会を構築するためには、国として、このような技術力ある中小企業者等の事業活動を支援することが重要である。

このようなことから、国自らが物件等を調達するにあたって、会計法令等関係法令や W T O 政府調達協定、バーチャル・エージェンシーの検討結果との整合性を確保しつつ、技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大を図る。

2. 重点的に取り組む分野

技術力ある中小企業者等の入札参加機会を拡大する分野は、「競争参加者の資格に関する公示」のうち、以下の業種を重点とする。

契約の種類	営 業 品 目
物品の製造	(4) 非鉄金属・金属製品類 (14) 家具・什器類 (15) 一般・産業用機器類 (16) 電気・通信用機器類 (18) 精密機器類

なお、分野については、技術革新やそれに伴う産業動向の変化等を踏まえ、必要に応じてその見直しを図ることとする。

3. 入札参加の拡大の統一基準

重点的に取り組む分野における入札については、「競争参加者の資格に関する公示」別記 5 資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲に規定される予定価格に対応する等級に格付けされた者のほか、以下の基準により、当該等級に相当する技術力を有すると認められた者の入札も認める。

[上位等級入札への参加基準]

次の(1)、(2)のいずれかを満たす者

- (1) 当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績を証明できる者

- (2) 資格審査の統一基準における統一付与数値合計に以下の技術力評価の数値を加算した場合に、当該入札にかかる等級に相当する数値となる者

項 目	区 分	加算数値
特許保有件数 (当該入札物件に関連する特許)	3 件以上	1 5
	2 件	1 0
	1 件	5
技術士資格保有者数 (当該入札物件の製造に携わる従業員)	9 人以上	1 5
	7 ～ 8 人	1 2
	5 ～ 6 人	9
	3 ～ 4 人	6
	1 ～ 2 人	3
技能認定者数（特級、1 級、単一等級） (当該入札物件の製造に携わる従業員)	1 1 人以上	6
	9 ～ 1 0 人	5
	7 ～ 8 人	4
	5 ～ 6 人	3
	3 ～ 4 人	2
	1 ～ 2 人	1

注 1. 特許には、海外で取得した特許を含む。

2. 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち、文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

4. 入札時の添付書類

入札参加時に追加して提出させる添付書類は次のとおりとする。

- (1) 当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績を証明できる者
過去に製造した物件の仕様書、仕様が明記されたカタログ等入札物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績を証明する資料。(当該入札における要求仕様を完全に満足するものに限る。)
- (2) 統一基準における付与数値合計に技術力評価の数値を加算した場合に、当該入札にかかる等級に相当数値以上となる者
 - ・ 当該入札物件に関連する特許に係る特許証の写し、特許公報の写し及び特許の概要説明書。(海外で取得した特許は和文訳を添付)
 - ・ 当該入札物件の製造に携わる従業員が保有する技術士登録証の写し
 - ・ 当該入札物件の製造に携わる従業員が保有する技能士資格証（特級、1 級、単一等級に限る）の写し

5. 適用除外

重点的に取り組む分野においても、調達案件の内容、性格等に鑑みて、技術力に基づく評価により下位等級の者の入札を認めることになじまないと考えられる調達案件については、契約担当官等の判断により、このような取扱いを行わないこともできるものとする。

平成 16 年 3 月 31 日
IT関係省庁連絡会議申合せ

ベンチャー企業からの IT 関連政府調達の方策について

e-Japan 戦略Ⅱ、e-Japan 重点計画－2003 及び e-Japan 戦略Ⅱ加速化パッケージに基づき、IT分野の技術力の高いベンチャー企業の育成を図るため、技術力の高いベンチャー企業からの政府調達を拡大するための方策として以下の措置を講じることとし、可能なものから早急に取り組む。

1 企業共同体(ジョイントベンチャー)への入札参加機会の付与

- ・ 入札公告時に高度IT技術者の配置等一定の技術的要件を付与する入札案件については、個別案件毎に、当該技術的要件を満たす企業共同体に対し、企業共同体内の責任体制、契約履行後の対応の確保等に留意しつつ、競争入札への参加機会を付与する。

2 入札参加資格の弾力化

- ・ 民間における契約実績や同種のシステムの開発実績、高度IT技術者の配置、ソフトウェアプロセス改善活動実績等一定の技術的基準を考慮しつつ、競争入札参加資格制度の運用を弾力化する。

3 発注単位の考察

- ・ 情報システムの発注において、調達自体の経済性を損なわず、より多くの企業の優れた技術力を活かすことができるような調達を先行府省で試行的に行い、発注単位のあり方につき検討を深める。

4 ベンチャー企業の資金繰りへの対応

- ・ 政府からの受託事業において、ベンチャー企業は年度末払いでは資金繰りが困難な場合が多い。このため、事業の進捗管理に配慮しつつ、概算払に関する手続きの簡素化により、概算払の活用を拡大する。

- ・ 官公庁は、取引先企業との契約上、債権の譲渡を禁止する特約（債権譲渡禁止特約）を付すのが一般的であったが、近年、売掛債権が金融機関及び信用保証協会に譲渡される場合に限り、譲渡禁止特約を解除することとされた。これに加えて、取引先企業が一定の受け皿機関に対して債権を譲渡することについて検討する。

5 ベンチャー企業に関する情報の提供、共有化

- ・ ベンチャー企業の政府調達実績に関する情報の提供、共有化を図るため、一般公開される政府調達事例データベースの活用について検討する。
- ・ 通信・放送機構（4月1日から独立行政法人情報通信研究機構）及び独立行政法人情報処理推進機構のホームページにおいて、ベンチャー企業についての情報提供の充実を図る。

6 随意契約の活用

- ・ ベンチャー企業と先端的な共同研究を行って生じた成果を活用して開発された研究関連機器等であって、当該機器を提供できる者が当該ベンチャー企業以外に存在しない場合には、現行会計法規上容認されている随意契約を効果的に活用する。

7 フォローアップ等

- ・ ベンチャー企業が下請け形態での政府調達実績を有効に活用できるよう、IT 分野の政府調達契約における再委託制限条項の運用のあり方について検討する。
- ・ 以上についての各府省の取組状況や調達実績のフォローアップを実施し、その結果について評価を行う。

総合科学技術会議（意見具申）（抄）

－研究開発型ベンチャーの創出と育成について－

～日本のもつ技術的潜在的強さを活かすために～

平成15年5月27日

第2章 具体的施策

Ⅱ ベンチャー起業にあたっての支援

1 起業時、初期段階における資金の確保

(4) 調達を通じた大学・公的研究機関の研究活動における研究開発型ベンチャーの組み込み

研究開発型ベンチャーにとって、その製品が公的機関によって調達されることは、調達実績を作り、また、初期資金回収を確保するために重要であるが、一方、大学・公的研究機関にとっても、先端研究の推進にあたって、研究開発型ベンチャーは、重要な位置付けを有する。

○ このため、それぞれの大学・公的研究機関においては、中長期的戦略にたって研究開発型ベンチャーからの調達に取り組むこと等を独立法人の役割として明確に位置付ける等、研究開発型ベンチャーの振興を明確に位置付けることが必要である。

特に、研究機器・設備などの研究に不可欠な基盤であるが当面予想される市場規模が小さいものについては、研究段階から共同研究という形で研究開発型ベンチャーを組み込み、先端的な共同研究の成果物を随意契約にて調達して活用することを促進するとともに、こうした機器・設備等の購入にあたって、形式的な要件により、研究開発型ベンチャーが不利にならないよう、一般競争入札の資格要件として開発実績の要件を重視した基準を明確化することが重要である。

また、高い技術を持つ研究開発型ベンチャー企業の情報が、大学・公的研究機関で活用できるよう、地域やクラスターにおける取組を強化するとともに、各研究機関において、研究開発型ベンチャーへの情報の提供や双方の交流・紹介を行うベンチャー調達コーディネーターの設置や調達実績の公表等に努める。

なお、このような取組は、国の公的研究機関だけではなく、将来的には、地方の公的研究機関においても同様な取組を進めていくことが求められる。

【関係府省（平成15年度中実施）】

競争契約参加資格審査統一基準

[最終公示：平成16年1月7日]

平成16・17・18年度において、各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）を得ようとする者の申請方法等について公示された内容のうち、資格等級分けのための付与数値及び資格等級に基づく予定価格の範囲についてまとめたもの（同資格決定は各省各庁の全調達機関において有効な統一資格となる）。

I. 付与数値：

次の5項目、各段階毎の付与数値を合計して、等級決定の基礎数値を算出。

① 年間平均生産高			② 自己資本額			③ 流動比率			④ 営業年数			⑤ 機械設備等の額		
段 階	付 与 数 値		段 階	付 与 数 値		段 階	付 与 数 値		段 階	付 与 数 値		段 階	付 与 数 値	
200億円以上	製造 60	以外 65	10億円以上	製造 10	以外 15	140%以上	製造 10	以外 10	20年以上	製造 5	以外 10	10億円以上	製造 15	以外 —
100億円以上 200億円未満	55	60	1億円以上 10億円未満	8	12	120%以上 140%未満	8	8	10年以上 20年未満	4	8	1億円以上 10億円未満	12	—
50億円以上 100億円未満	50	55	1,000万円以上 1億円未満	6	9	100%以上 120%未満	6	6	10年未満	3	6	5,000万円以上 1億円未満	9	—
25億円以上 50億円未満	45	50	100万円以上 1,000万円未満	4	6	100%未満	4	4				1,000万円以上 5,000万円未満	6	—
10億円以上 25億円未満	40	45	100万円未満	2	3							1,000万円未満	3	—
5億円以上 10億円未満	35	40												
2.5億円以上 5億円未満	30	35												
1億円以上 2.5億円未満	25	30												
5,000万円以上 1億円未満	20	25												
2,500万円以上 5,000万円未満	15	20												
2,500万円未満	10	15												

合計（最高点）100

(注) 1 『付与数値』欄の「製造」は物品の製造を指す。
「以外」は物品の販売、役務の提供等、物品の買受けを指す。
2 『⑤ 機械設備等の額』は、物品の製造の場合に適用の審査項目

II. 資格等級区分及び予定価格の範囲

付与数値の合計値により次の区分に決定。

(1) 物品の製造

付与数値の合計値による等級区分		予 定 価 格 の 範 囲
90点以上	A	3,000万円以上
80点以上 90点未満	B	2,000万円以上 3,000万円未満
55点以上 80点未満	C	400万円以上 2,000万円未満
55点未満	D	400万円未満

(注) 船舶類にあつては、各省庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。

(2) 物品の販売、役務の提供等

付与数値の合計値による等級区分		予 定 価 格 の 範 囲
90点以上	A	3,000万円以上
80点以上 90点未満	B	1,500万円以上 3,000万円未満
55点以上 80点未満	C	300万円以上 1,500万円未満
55点未満	D	300万円未満

(注) 船舶類及び船舶整備にあつては、各省庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。

(3) 物品の買受け

付与数値の合計値による等級区分		予 定 価 格 の 範 囲
70点以上	A	1,000万円以上
50点以上 70点未満	B	200万円以上 1,000万円未満
50点未満	C	200万円未満

官公需適格組合制度について

官公需法第3条(受注機会の増大の努力)において「この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と規定されており、同規定に基づき、官公需適格組合制度が昭和42年度の「国等の契約の方針」で閣議決定され、官公需施策の中核として推進してきたところである。

1. 官公需適格組合の要件及び証明実績

事業協同組合等の中で(ア)熱心な指導者がおり、(イ)経理的基盤が十分に確立されていて、(ウ)共同受注体制が整備されている等の要件を満たしている組合に対して、中小企業庁(実務は各経済産業局)において、申請に基づき官公需適格組合である旨の証明を行っているもので、発注機関が事業協同組合等の積極的活用を図るための便宜に供するためのものである。

官公需適格組合は、現在878組合(平成16年3月31日現在)(※)が証明されており、その実績についても年々増加してきているところであるが、官公需適格組合を始めとする事業協同組合等が今後一層の発展を図るためにも、発注者側の十分な理解が必要。

2. 官公需適格組合制度の周知徹底

中小企業庁は、「官公需適格組合名簿」(毎年度)及び「官公需適格組合便覧」(隔年度作成。直近、平成15年1月発行)等を作成し、国等及び地方公共団体の契約担当窓口に提供するとともに、官公需適格組合の証明・取消状況を四半期ごとに経済産業省公報に掲載し、各省庁及び公団等の官公需担当者あて送付する等周知徹底を図っている。

(参考) 契約種類別組合数の推移(各年度末現在証明数)

種 別	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
物 件	270	263	256	250	257
工 事	278	279	285	293	278
役 務	253	276	295	314	343
計	801	818	836	857	878